

国土強靱化年次計画 2022 の策定方針

令和 4 年 1 月 19 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

防災・減災、国土強靱化の取組については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」に基づき、平成 30 年 12 月に近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を見直し強化を図るとともに、令和 2 年 12 月には「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（令和 2 年 12 月 11 日閣議決定。以下「5 か年加速化対策」という。）を策定し、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとしたところである。

基本計画においては、中長期的な視野の下で施策の推進方針が示されており、PDCA サイクルを回しながら、施策の着実な推進を図るため、当該年度に取り組むべき施策等を年次計画として取りまとめることを定めている。また、この中で 5 か年加速化対策を含めた施策の進捗状況を可能な限り定量的に把握し、各プログラムの推進計画を策定・修正する進捗管理を行うこととされている。

このため、本年 5 月下旬～6 月上旬頃を目途に、以下の方針に則り、「国土強靱化年次計画 2022」（以下「年次計画 2022」という。）を策定し、これを公表する。

1. 年次計画の策定の趣旨

年次計画 2022 においては、基本計画に基づき、当該年度に取り組むべき具体的な個別施策等を取りまとめるとともに、各プログラムの推進方針とその進捗を把握する定量的な指標を取りまとめる。その際、施策の進捗状況を把握して不断に見直すことにより PDCA サイクルを回していくとともに、国土強靱化の取組を広く分かり易く伝えるための広報・普及啓発の強化・充実を図る。

2. 国土強靱化の取組の充実

年次計画 2022 においては、基本計画の趣旨、「国土強靱化年次計画 2021」（令和 3 年 6 月 17 日国土強靱化推進本部決定）以降の令和 3 年度補正予算を含む施策の進捗、昨年発生した大雨等において新たに判明した教訓、サプライチェーンの強靱化等を踏まえ、各省庁において実施する国土強靱化に係る新たな施策の追加を行う。その際には、地方公共団体及び民間の取組の促進の観点から、各団体の意向を把握し、施策の検討に反映させることとする。

また、本年次計画では、国土強靱化地域計画への目指すべき地域の将来の姿の提示や個別事業の明示など記載内容の充実及び取組への支援、国土強靱化広報・普及啓発活動戦略（仮称）に基づく広報・普及啓発活動の推進、次期基本計画の変更に向けた脆弱性評価の検討状況等について充実を図る。

3. 指標による進捗管理

基本計画の下、「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点から、重要業績指標による施策及び各プログラムの進捗管理を行うとともに、その充実を図る。

また、基本計画を反映した国の他の計画等の見直しの状況についてもとりまとめる。

4. 5 か年加速化対策の進捗管理

5 か年加速化対策については、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策の進捗状況のフォローアップ方針」（令和 3 年 1 月 19 日「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」決定）の 1. に沿って進捗状況を把握することとし、各対策の目標に対する進捗状況と令和 4 年度分までの事業費ベースの進捗状況について取りまとめ、公表する。

※国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議（第24回）（令和3年1月19日）決定

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の 進捗状況のフォローアップ方針

令和3年1月19日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）のフォローアップに関しては、5か年加速化対策第3章に、「進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表するもの」と定められていることから、以下の方針に則り、進捗状況のフォローアップを実施することとする。

1. 国土強靱化年次計画策定時

5か年加速化対策に記載された個別の対策項目について、当該年度中の対策の実施状況を踏まえ、翌年度に策定する国土強靱化年次計画において、各対策の目標に対する進捗状況¹と、年次計画策定年度分²までの事業費ベースの進捗状況について取りまとめ、公表する。

ただし、対策初年度実施中に策定予定の国土強靱化年次計画2021については、初年度である令和3年度分の事業費ベースの進捗状況を取りまとめることとし、各対策の目標に対する進捗状況については、国土強靱化年次計画2022以降においてフォローアップを実施することとする。

2. 5か年加速化対策に関する予算案の決定時

5か年加速化対策に関する予算案の決定時に、関係府省庁の国土強靱化関連予算の取りまとめの一環として、5か年加速化対策の予算（国費ベース）の内容についても取りまとめ、これを公表する。

¹ 国土強靱化推進本部（第12回）（令和2年12月11日）にて設定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧」の「中長期の目標」ないし「5年後の状況（令和7年度）」記載の目標に対する現状。

² 例えば令和4年度策定予定の年次計画2022においては、5か年加速化対策2年目（令和4年度）分として措置された事業費。